

朝霞市議会懲罰特別委員会

日 時 令和7年7月28日（月）午後1時開会
場 所 第2委員会室
事 件

（1）外山麻貴議員に対する懲罰の件

出席者

遠藤光博	委員長	ごん純一	副委員長
田原亮	委員	西明	委員
渡部竜二	委員	野本一幸	委員
獅子倉晴樹	委員	利根川仁志	委員
石川啓子	委員	黒川滋	委員

欠席者

田辺淳 委員

傍聴議員

本田麻希子	議員	駒牧容子	議員
福川鷹子	議員		

委員会に出席した事務局職員

稲葉竜哉	事務局 局長	森田一広	事務局 次長
松原陽子	議会 総務課 総務佐	菊島隆一	議事 係長
矢澤宏人	議事 係主任	熊谷祐樹	議事 係主任

○遠藤光博委員長 ただいまから懲罰特別委員会を開きます。

(午後1時)

○遠藤光博委員長 それでは、本委員会に閉会中の継続審査となっている外山麻貴議員に対する懲罰の件を議題とします。

本件については、6月26日の委員会において、さらに審査をする必要があるため、継続審査となったものです。

それでは、本件について皆さんの御意見を伺います。

なお、これまでの委員会でも申し上げましたが、外山議員により発言取消しをされた文言が含まれている発言をした場合には、会議録には載らないということを御承知おきいただき、発言いただければと思います。

では、御意見ございますか。

利根川委員。

○利根川仁志委員 前回の懲罰委員会での、今回はもう結論を出していこうと、様々、結論の内容4種類あるものの、最終的には除名なのか、また陳謝なのか、また出席停止なのかというところで、今日そこをしっかりと議論し、決めていただいて、例えば陳謝ということであれば、その文章もこの委員会でしっかりと内容も吟味するということにもなるので、みんなの意見を聞きながら結論をしっかりと出していくことになるかなというふうに思います。

○遠藤光博委員長 ほかに御意見ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○遠藤光博委員長 ほかに御意見がなければ、御意見なしと認めます。

今、利根川委員のほうから、まずは、懲罰の種類というよりは、懲罰を科すか科さないかというところで、今、懲罰を科すべきだという御意見がありましたけれども、ほかに御意見はありますか。

石川委員。

○石川啓子委員 私は前回もお話をしましたが、懲罰には当たらないという、こういうふうに考えておりますので、懲罰は科さないという意見です。

○遠藤光博委員長 ほかに御意見ありますか。

黒川委員。

○黒川滋委員 私は、科すべきだというふうに思います。

発言そのものと、それからその後の撤回ということだけを切り取れば、問題発言ということですが、やはり問題として指摘された時点での陳謝、撤回というのができたろうと言うけれども、結局それは言われるがままに撤回していったという経緯があって、その撤回も趣旨が定まらなくて、二転三転するようなことがあった。

さらに、その前後の様々なことを含めていくと、そもそも議会に対しての何というの、議会の議論を尊重するという態度よりも、とにかく行動主義というか、自分たちが行動をアピールする場としてしか議会や選挙を見ていないとか、そういったことをいろいろ考えると、やはりこれ、何にも責任を問わないということにはならないというふうに思います。

○遠藤光博委員長 ほかに御意見ありますか。

石川委員。

○石川啓子委員　ここは、いわゆる議案でいけば討論的なことをここで言えばいいのですか。後でまた、それについて正式に言う場ではなくて、ここで言う。

○遠藤光博委員長　それでは、流れとして御説明いたしますけれども、今、皆さんから御意見をいただいているところは、まずは懲罰を科すべきか科さないべきかというところの御意見をいただいている。その後、どちらかにするかということで決を採るのですけれども、その前に、討論的なことは皆さんにお諮りしますので、もしあれだったらそこの場で言っていたければ。

ほかに御意見ありますか。

石川委員。

○石川啓子委員　多分、私以外の皆さんは同じ意見ではないかなと思うので、何回もで申し訳ないのですけれども、もう一度お話をさせていただくと、議場での発言が、動議で指摘された発言がありました。その後、動議で指摘された部分についてのほとんどの部分については、議場で陳謝をして、取消しの申出が御本人からありました。その後、その取消しについても、議会で議論して議決をされて、発言は取り消されたという状況です。その過程の中で、陳謝と取消しの申出というのがあって、それは議決されたという経過です。

そういう意味では、内容の重さがいろいろあるかとは思いますが、過去にも、市民を誹謗する、中傷するような発言があった場合には、発言の取消しということで、これまでも朝霞市議会では対応しています。

政治倫理条例や報酬の差止めや問責決議などの議論、討論、採決で行われましたけれども最終的には、既に猛省を促す問責決議というのが議会で議決をされているので、その部分では、猛省を促す決議というのは既に議会で上げられているというふうに思います。

委員長は、これまでの議論の中でも何回もおっしゃっていましたが、議場外での発言や言動は懲罰の対象ではないということなので、あくまでも議場の中では、指摘のあった発言の部分については謝罪と取消しが行われているという意味では、今回の懲罰には当たらないというふうに思います。

○遠藤光博委員長　ほかに御意見ありますか。

田原委員。

○田原亮委員　意見で申し上げれば、懲罰は科すべきだというふうに思っております。今の石川委員のお話の中で、ちょっと幾つか確認しておきたいというか、事実を確認しておきたいのですけれども、最初の外山議員の撤回のお話の中では、取消しを期待したわけではなくて、最初は撤回と言っていたので、そこはちょっと事実と違うかなと思いました。撤回と取消して法効果が違いますので、結構大きいのですよね。それがまず一つと。

あともう一つは、問責決議です。おっしゃるとおり、問責決議で、いろいろな報道だとか、議員としてのいろいろな立ち振る舞いに関しては、多分議会でできるのは、そういった問責決議だとか辞職勧告決議だとか、それが多分、マックスの最高峰の議会の示し方であって、いろいろ報道されたような選挙をめぐる対応事件とか、そこら辺はもう問責決議で完全に決着がついているというのが私の認識です。

この懲罰特別委員会は、議場での発言に関して行われた動議でこれが設置されたものですので、あくまでも議場での発言なので、議場で発言した一連性の経緯を、ここでいろいろ本

人も含めてヒアリングをして、最終的におのおのが懲罰すべきかすべきではないかというふうなことを決める場であるということかなと思っております。

この間、私も言いましたけれども、通常であれば、ああ言った発言は普通はちょっと受け入れられないなというふうに思いますけれども、それを取り消したからといって、取り消すのだったら何でもいいのかというふうなわけにもやはりいかないですし、その後、議場の外ではありますけれども、真逆のことを言っていたというのを、やはり私たちは重く受け止めてはいけないなというのはあって、今回は懲罰すべきというふうに考えております。

以上です。

○遠藤光博委員長 ほかに御意見ありますか。

黒川委員。

○黒川滋委員 議場の中ということなのですがけれども、発言の幾つかは議会に対する誹謗もありましたし、それからもう一つは、撤回したけれども、撤回していないのではないのと、本質的にはねということで、撤回発言と真逆なことを言ったという22日の話もあれば、同じ党の仲間が同じようなことをユーチューブで書いてあげているということは繰り返されているわけですね。

宗教団体、労働組合、それから政党、これへの同じような誹謗というのはその後も続けられているということだし、党は違うということにはなっているのでしょうけれども、市長選挙でも同じ仲間の人が同じようなことをやって、街頭で市民にどうなのだみたいなことを絡みついてたということもあって、引き続きそういうことが行われているということでしょう、やはりこれはかなり厳しい対応を取らないと、同じことが繰り返されるのではないかとこのように私は考えます。

過去の発言の撤回があったときは、撤回者は次からはそのような誹謗中傷というのは一切していませんけれども、今回はそういうことを議場ではないところで引き続き繰り返して、拡散力のある状態でやっているという点では、撤回は撤回としても、この事件としてあったことについては相当本心を語っているということを言わざるを得ないと思います。

それからもう一つは、市民感情ですね、納得がいていないというのはあると思います。やはり、2,000人が選んだとはいえ、残りの10万8,000人の人たちは、別に彼女を選んだわけではないので、やはりまちの中で暴れ回ったり、あるいは時には市民に対してどなったり、そういうことをする宣伝活動やっているような人たちを議会が追認していいのかというようなことは、市民感情としての疑問があり、それでこの間、私たち動かざるを得ないということだったと思うのです。そこに対して、やはりきちんと善悪の整理をしていくということは不可欠だと私は考えます。

○遠藤光博委員長 ほかに御意見ありますか。

石川委員。

○石川啓子委員 何回も申し訳ないです。

やはり、先ほども言いましたけれども、いろいろなSNS発信で、私も自分自身のことについても全く違うことが書かれたりとかすることもありますけれども、それは議場外の発信の中だと思って言わないできましたけれども、あくまでもここは、ここで言ったことと議場の外で言ったことがということでの懲罰ではないというふうに思いますし、彼女自身ではなく、同じ党の人らの行動というの、私も政党の公認議員なので、自分ではない党員の人が

外でやったことということが、市民から選ばれている議員が、もちろん党として責任を負うことはあるかもしれないですけども、そのことでの懲罰の対象にはすべきではないというふうに、当たらないというふうには思います。すみません、何回も。

○遠藤光博委員長 ほかに御意見ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○遠藤光博委員長 ほかに御意見がなければ、御意見なしと認めます。

これより討論を許しますが、改めて申し上げます。

この討論は、懲罰を科すか否かの討論となります。討論終結後、採決となりますけれども、採決の結果、否、科さないというときは、本委員会の審査終了となります。可、懲罰を科すということであれば、次に、懲罰の種類を御協議いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、討論ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○遠藤光博委員長 討論がなければ、討論なしと認めます。

これより採決します。

懲罰を科すことに賛成の方の起立を求めます。

(起立者多数)

○遠藤光博委員長 起立多数。

よって、懲罰事犯と認め、懲罰を科すことに決定しました。

次に、どの種類の懲罰を科すべきかについて、皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。ます。

懲罰の種類は、軽いほうから、公開の議場における戒告、公開の議場における陳謝、一定期間の出席停止、そして除名というようになります。

それでは、御意見ありますか。

(何事か呼ぶ者あり)

○遠藤光博委員長 いやいや、種類についての御意見ということでお伺いできればと思います。利根川委員。

○利根川仁志委員 1年余りこの懲罰委員会で議論をし、今、懲罰を科すということになったのだけでも、私としては、除名相当かなというふうに思っていたことは確かなのですね。議場でのあの不穏当な発言、許し難い発言ですよ。それで、謝罪、取消しをしたものの、議場ではないところかもしれないけれども、全く真逆の発言もしているということもあって、この懲罰委員会でも本人に来ていただいて、その真意というのも確認をさせていただいたところではあるのですね。

私的には、後ほどにはなると思うのだけれども、その陳謝文審査ということで、審査の内容をいろいろみんなと相談をしながら、一応後で、そうなれば提出をするという運びにはなると思うのだけれども、私は陳謝という方向で進めていきたいと思っているのだけれども、陳謝も陳謝で、内容をしっかりと考えさせていただいたので、もし万が一、二度と同じようなことがあったら、それも次に進まざるを得ないということ、本人にはもう重々、今後の言動には注意をしていただくということも含めて、陳謝という方向で私は進めていくことがいいのかなというふうに思います。

○遠藤光博委員長 ほかに御意見ありますか。

黒川委員。

○黒川滋委員 私は除名を求めたいと思います。

今回、懲罰動議の原因となった市議会定例会、6月10日の市議会定例会における暴言について、やはり9点の問題点というのは、もちろんそれはそこだけの問題点というのもあるのだけれども、やはり問責決議に対しての全然顧みた発言でもなかったりする部分もありますし、議会や選挙に対する秩序を守っていこうということに対しての、いささか、ああでもこうでも言えるようなことをし続けたり、あるいは議会で言ったことが、はっきり本当にどうなのかということがきちんと表明されていないということでは、本当にこの場をね、ちょっと愚弄しているのかという感じもしたので、除名を求める考えに至っています。

懲罰動議は9点指摘されていて、一つは、2023年11月の事件のことに對して、やはりその加害の事実を言葉でごまかして、被害者の正当なる抗議のみを問題視して、事実をゆがめたということがあったと思います。これが、御本人はラディカル・デモクラシーとか言っているらしいのですが、そういう行動に基づく、考え方に基づく様々な間接的な嫌がらせ行為とか、あるいは選挙に対する妨害行為を、何々しているだけだという言葉で開き直って、自らの問題行為とか暴力性を過小評価して、家族や私生活を標的にして、対象者や御家族、関係者が行動の自由を奪われるということ、起きてしまったわけですね。

こういうことが、やはり朝霞市民ね、もううんざりさせている部分があると。民主主義に対する信頼感を落とさせているし、しかもそれが何というの、市民の中でやってくれという話があるならともかく、市外の応援者があおっているみたいな状態で、これが本当に自治とか民主主義に対しての脅威にならないと言い切れるのかというのは、もう私は甚だ疑問だというふうに思っています。

懲罰委員会での参考人質問でもそういうことを確認しましたがけれども、態度を改めていないという感じもしないでもないようなところがあって、例えば威圧的な政治活動続けるのですかと聞いたら、トツはしないと言って、独特な言葉遣いをするわけですね。もう威圧的な政治活動はしませんが言い切ればいいことを、そうしないわけです。そういうことはやはり、議会において、市民がこのまま放置してよいのかという感覚というのは問われているのだというふうに思っております。

それから、2点目と3点目は、議会に対する誹謗中傷なのですが、甚だこれも適当なことを言っていて、令和6年請願第1号の審議経過に対して、請願だけは異例のスピードで通りとかいうことを言っているのですけれども、会議規則等のルールに従い審議されたものと言ってきたと。それに対して撤回したとはいえ、引き続きそれは、その感覚が抜けていないのではないかと感じています。

とにかく、この2点目、3点目で指摘したことに関していうと、朝霞市議会としては通常の日程、通常のやり方で審議したのですけれども、それに対して異例だという言い方をしたということ。そして、一方で、市長提出議案など本当に即日提案、即日採決みたいなことしょっちゅう起きていますけれども、それに対して、外山議員何か問題意識を持ったかという、全然そういうことは聞いたことないのですね。そういう意味で、問題だなというふうに思っています。

3点目については、議員が議案を出したこともないとかいう言い方されたのですけれども、

朝霞市議会は、修正案の数の多さでは全国でも多いほうで、それで毎年1000位から700位ぐらいをさまよっていた議会改革ランキングが401位まで浮上したわけですね。他の市議会よりも、議員提出条例、議員の内部ルールの変更以外の議員提案条例というのはかなりたくさん出しているというほうだと思うのですけれども、こうしたことに対する評価はなく、傷つけたということは問題だというふうに思っています。

それから、4点目は、宗教団体への非難ということで、これが一番内容的にはひどいのですけれども、仮にそのような被害を受けた人が支持者の中にいたとしてもね、やはりその加害性をきちんと証明できないで言っていると。この件に関しては、先ほどもありましたように、党として、所属政党としてずっと同じことを言い続けていますよね。

そういう意味でいうと、所属政党の党員が末端で党の規定と反するような、細かい政策の間違いを言ったなんていうレベルではなくて、根幹に関わることにに関して全然軌道修正かかっていないということなので、やはりそれは一連のものだと言ってみるしかないのだろうというふうに思うのですね。これは、オウム真理教とかそういうもの、違法性を追及するときも同じような考え方を取っていたと思うので、そういうことではないかというふうに思います。

それから、5点目から9点目は、議員報酬の差止め条例に関する話ですけれども、5点目が、東京15区の選挙妨害に関して、やはりこのことに関する認識を確認しましたけれども、不誠実な答弁に終始したということ、二度とやらないということは基本的にはおっしゃらなかったと。

それから、6点目は、日本教職員組合さんに対する誹謗中傷ですけれども、組合員の政治的自由というのはあるはずで、そこに対しての一方的にない決めつけて物を言うということも問題。

7点目は、日本維新の会さんに対してのものですけれども、万博の是非とかその会場跡地利用に関していろいろな議論はしていると思うのですけれども、証明できもしない海外の非合法勢力に話をくっつけて、わざわざ朝霞市議会の公の場で言ったということに関しては、これずっと残るので問題だというふうに思っております。

それから、8点目は、東京15区補欠選挙に関してなのですけれども、これも先にとっていたのに後からほかの陣営がやってきたみたいなこと言うけれども、いろいろ動画サイトを見て確認しましたがけれども、やはり先にやっていたのはほかの陣営で、見つけたと言って、宣伝カーを後ろから横づけして妨害していたり、あるいは後から来たというのも、日程が分かっていた上で先回りして妨害していたということで、この発言も事実を矮小化していたなというふうに思います。

こうした、以上の誹謗中傷発言を、朝霞市議会という公式の場で発言したということが問題になったということだと思います。

懲罰動議が提案された後、外山議員から撤回発言ありましたけれども、その週末の22日の集会では、撤回とは真逆の発言をして、公に公開されてきたということで、そのこともこの懲罰委員会の中で何度も確認しましたがけれども、きちんと撤回した、間違っていたというのはなかなか認めようとしなかったということでした。

それから、問題発言の内容について事実を確認、そう思っているのか、そういう事実があるのかということを問いただしても、要を得ない答えが続いて、議場で名誉を毀損されたり、

法律違反のことをしたため、こういったことについては、形式的に撤回した事実しか確認できないということがあって、真実はいろいろある中で、議会被を弄ぶような発言が繰り返されたということです。

市民の代表機関である朝霞市議会を、市政と無関係の他団体の批判の宣伝の機会として使ったことの悪影響は大きいと思っています。そのことに対する謝罪はあったとしても、その後も不誠実な対応は続いているというふう考えます。

撤回の反省の有無については、情状酌量として考えるべきものではないというふうに思います。

さらに、これらの発言とそのようなことに関する行為への事態への受け止めです。

今年あった兵庫県議会議員選挙で、やはりそうやって街頭活動を派手にやる政党が、その選挙運動が民主主義を破壊して、犠牲者まで出したみたいなことを言っていて、そこに選挙規制の脱法行為が幾つも行われていることが指摘されているということです。

政治活動の自由、選挙運動の自由の兼ね合いもあって規制しにくい、違法性が認められても摘発しにくい線を狙っていて、こういうことをやっているということで、そのことはずっと政治倫理条例でも指摘されてきたと思うのですけれども、そういうことを引き続き、まだやらないという意味を明確に出していないというところに関しては、本当にちょっと危機感を持たざるを得ないということがあります。

暴力的な街宣を継続するかということに関して、明確にやめないと切り切っていないところに関して、やはり市民が今後、朝霞市と市内における政治活動の安全性みたいなことを確認し切れないうということについて、やはり私は問題があるなというふうに思っております。

この懲罰委員会の審議でも、審議の前後に市外在住者と見られる支持者が議会事務局に押しかけて、スマートフォンのカメラを動かしながら圧力をかける場面に立ち会うことができました。一度は、撮影規制がかかった後やっていたりしてもいます。

意思決定権のない議会事務局職員に圧力をかけて、事態を動かさなくするというような行動は、やはりそのやり方とか体質が全然変わっていないというふうに思わざるを得ないというふうに思っております。

こうしたことが続いていると、やはり本当に、つばさの党や外山議員、あるいはそれと似たような行動するようなほかの様々な人たちに対して、全く抵抗力を失っていくということで、やはりここではきちんと厳しい懲罰を科していくべきだというふうに私は考え、除名に相当すると判断いたしました。

以上です。

○遠藤光博委員長 ほかに御意見ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○遠藤光博委員長 御意見がなければ、それでは、懲罰事犯と認め、懲罰として除名を科すべきとの意見と、懲罰事犯と認め、懲罰として陳謝を科すべきとの意見がありますので、まず最初に、重いほうの除名を科すということについてお諮りしたいと思います。

ここは起立でお諮りしますので、懲罰事犯として、外山議員に対し懲罰として除名を科すことに賛成の方の起立を求めます。

(起立者少数)

○遠藤光博委員長 起立少数。

よって、外山麻貴議員に対し懲罰として除名を科すことは否決されました。

それでは、次に、本件は懲罰事犯として、外山議員に対し懲罰として陳謝を科すことに賛成の方の起立を求めます。

(起立者多数)

○遠藤光博委員長 起立多数です。

よって、外山麻貴議員に対し懲罰として陳謝を科すことに決定しました。

それでは、さきに利根川委員のほうから提出されておりますその文案ですね、本委員会でそれを決めていきたいと思いますので、その文案を今、お手元に配付し、事務局長に朗読をしてもらいます。

(文案配付)

○遠藤光博委員長 それでは、お願いします。

○稲葉竜哉議会事務局長 陳謝文案。

令和6年6月10日、本会議の議案審議における討論の中で、私は、団体、政党、選挙時の警備活動に対して、名誉と信用を傷つける言葉を述べ、そのうちの一部は議事にほとんど関係ないにもかかわらず発言し、また、議事運営に関して十分な手続を行ったものに対して、事実誤認の非難をするなど、不穏当発言を重ね、議会の品位をおとしめてしまいました。私は、すぐに反省し、同年6月14日の本会議におきまして、議場にて「このたびは、伝聞による不確かな情報や一方的な解釈による事実誤認、また、感情的な名誉棄損的発言など、議会の名誉を傷つけるような発言をしてしまったことに対しては深く反省し、御指摘の9点については発言を取り下げ、撤回して謝罪させていただきたいと思います。大変申し訳ございませんでした」と申し上げさせていただきました。

しかしながら、同年6月22日の朝霞市民会館ゆめぱれすにおける集会での私の発言につきまして、後の懲罰特別委員会にて、同年6月14日の議場での発言の撤回、謝罪をした内容とは真逆の発言であるとの指摘を受けました。

これに関し、委員外議員として出席をしました同年11月25日の懲罰特別委員会での私の回答では、当初、「どちらも真実である」と申し上げましたが、同年6月22日の集会では、私の支援者の方が多く参加する集会であったこともあり、発言の撤回、謝罪をした内容と真逆と思われる発言をしてしまいました。

よく思案させていただきましたが、同年6月14日の議場での謝罪、撤回をした発言が真実であり、謝罪内容のとおり、私の議場での発言につきましては、深く反省をしております。

今後、私の言動では、同じことを二度と繰り返すことがないように、十分気をつけてまいります。

このたびは、私の言動で、議会の皆様、団体や政党をはじめ、多くの方々に、御迷惑をおかけしたことに、改めて謝罪申し上げ、陳謝いたします。

○遠藤光博委員長 こちらが陳謝の文案になります。

これについて御意見のある方はいらっしゃいますか。

利根川委員。

○利根川仁志委員 まず、今、その陳謝文の内容を、外山議員がこんな内容は読めませんとい

うふうになったら、それ、どういう対応していくのですか。

○遠藤光博委員長 それでは、事務局のほうから説明していただきます。

○菊島隆一議事係長 今日、仮にこの陳謝文が委員会で決まりましたら、次、本会議のほうで、改めて皆様に審議をしていただきます。

それで、この陳謝文、そのまま陳謝文どおりに採決されましたら、外山議員のほうにお読みいただくような流れになります。そこで、外山議員のほうがお読みにならなければ、そこで新たな懲罰を科すか科さないかという御意見があれば、そういった動議を出すことは可能でございます。

○遠藤光博委員長 ほかに御意見ありますか。

利根川委員。

○利根川仁志委員 分かりました。読まないということであれば、また新たに動議を出すということが確認できました。

本日、懲罰委員会を開催するに当たって、先ほども申し述べたように陳謝、陳謝で私は進めていこうということで、その議論する中で、原案を出さないと、たたき台を出さないと議論にならないなということで確認をしたら、7月11日まで出してくださいということだったので、事務局がね。なので、7月11日まで出させてもらったのですけれども。

当初、ここにいる皆さんから御意見をいただいて、こうやってまとまったことはまとまったのですけれども、もっと当初は具体的な内容を書かせていただいた。ただ、その具体的な内容は、議場外での話であったり、具体的な政党名であったりしているということもあったので、そこはこのような形になったのですけれども、今、事務局長が読んだ内容のとおり、伝聞による不確かな情報、一方的な解釈による事実誤認なのだと。感情的な名誉毀損発言をしたことを深く反省をしていますと。後の6月14日には真逆なことを言い、懲罰委員会で確認をしたら、真実は、昨年6月14日に最初に謝罪をした内容が真実なのということですをはっきり、それは言いました。

ということは、この謝罪内容が本心であろうがなかろうが、こうやって、もし外山議員がこれを議場で読んだとしたら、その後、自分の言動でこの陳謝内容が守れないということになったとしたら、そこは議員の倫理条例や、また、こうやって動議を出して、懲罰委員会にかかるのだということをよくよく理解をしていただいて、先ほど黒川委員が除名相当なのだというお話をして、その9項目の内容を全部おさらいを言っていたのですけれども、そういう意味では、もうこうやって1回謝罪をし、だけれども、この陳謝文を読むことで、二度と同じことは繰り返せないのだよということをよくよく理解をして、私は読んでいただきたいということも添えて、私の意見とさせていただきたいと思います。

○遠藤光博委員長 ほかに御意見ありますか。

黒川委員。

○黒川滋委員 ちょっと事務局に確認したいのですけれども、陳謝文の手続、もう一回ちょっと、それぞれの会議規則だったり、条例や地方自治法の根拠に基づいてちょっと説明してもらえませんか。

何か本会議で採決するというのがあったと思うのですけれども、それは委員会が作成した陳謝文を読むということではなかったのですたっけ。

○遠藤光博委員長 議会事務局。

○菊島隆一議事係長 懲罰動議が提出されて、採決を採って、懲罰動議に基づいて委員会に付託されて今、御議論していただいているわけです。

今日、採決に入りまして、最終的に陳謝をお決めいただいて、陳謝文を今検討していただいているわけです。これが委員会での決定でございますので、本会議が9月に開催されますけれども、仮に初日とかの日程に入れまして、委員長のほうから、これまでの委員会の委員長報告をしていただきます。その上で、陳謝及び陳謝文を併せて採決していただきます。決まりましたら、そのときに外山議員については、御本人のことで除斥になりますけれども、一旦出ていただいて、採決して決まったということになりますと、公開の議場での陳謝でございますので、登壇していただいてお読みいただくと。お読みいただければ、それで終結というような流れになっております。

これは、自治法とか本などを見ましても、このような流れになると言っております。

○遠藤光博委員長 黒川委員。

○黒川滋委員 陳謝そのものは、懲罰の種類に関しては本会議採決だと思うのですが、陳謝文も本会議採決なのですか。

○遠藤光博委員長 はい。

○菊島隆一議事係長 委員会で決めるのは、懲罰の種類と陳謝文ということになります。それは、本会議のほうでは、それぞれの採決ではなくて、委員会で出た結論をそのまま採決に持っていくしますので、陳謝と陳謝文を併せて、いいかどうかという採決になります。

○遠藤光博委員長 黒川委員。

○黒川滋委員 陳謝文まで、本会議の採決事項でしたっけ。委員会で作った陳謝文を読み上げるという内容ではなかったでしたっけ。

○遠藤光博委員長 この際、暫時休憩します。

(午後1時36分)

○遠藤光博委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後1時36分)

○遠藤光博委員長 それでは、事務局、説明をお願いします。

○菊島隆一議事係長 我々が参考になっている図書の7巻の懲罰のところなのですが、お読みいたします。議員の陳謝の内容を誰が決めるのかということで、助言者、陳謝は議会が決めた陳謝文によって行うものとするかとされています。これは、標準会議規則とか、我々の規則でも同じですが、該当議員が陳謝文を自由に作ることはできます。

懲罰委員会が議決による陳謝文を作成し、本会議での委員長報告の後、これを可決する必要があります。議会が決めるとは、議会の議決によることを指しますので、本会議で陳謝文案を可決することが必要です。標準書式例では陳謝文案を決めておりますが、今回は皆さんの御意見に基づいて作成したということでございます。

以上でございます。

○遠藤光博委員長 ほかに御意見ありますか。

田原委員。

○田原亮委員 ありがとうございます。

事務局に聞いたらいいか、起案者に聞いたらいいか分からないのですけれども、これ本会議で、本人が撤回を言った部分をそのまままると、そのまま出しているではないですか。それ以降のこの文章なのですけれども、これって、本人が委員外議員として招致を受けたときの、こちらでの本人の発言から、こういうようなことがあったというふうな理解でよろしいでしょうか。

○遠藤光博委員長 利根川委員。

○利根川仁志委員 当然議事録を通して、本人の発言をそのまま載せています。

○遠藤光博委員長 ほかに御意見ありますか。

田原委員。

○田原亮委員 もしできればちょっと、これ好みの問題かもしれないですけれども、文章ですね。本人の発言の後の「申し上げさせていただきました」、これ「申し上げました」ではないかと思うのです。別に、「させていただく」とか要らないです。すみません。

○遠藤光博委員長 陳謝文は一言一句間違わずに読んでいただかなければいけないので、今、田原委員のほうから御意見がありました上から10行目ですね。「大変申し訳ございませんでした」と、その次「と申し上げさせていただきました」、この文言を「申し上げました」というふうに訂正をしたいと、そのような御意見がありますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○遠藤光博委員長 それでは、今の文面のところ、「『大変申し訳ございませんでした』と申し上げました」と修正をいたします。

ほかに御意見ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○遠藤光博委員長 それでは、陳謝文案について採決をします。

陳謝文案については、利根川委員提出案に対しての一部修正をしたものに決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立者多数)

○遠藤光博委員長 起立多数。

よって、陳謝文案については、利根川委員提出案に一部修正を加えたものとおりました。

○遠藤光博委員長 お諮りします。

本委員会の経過及び結果の報告については、正副委員長に御一任願います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○遠藤光博委員長 以上で、本委員会を終了します。

(午後1時45分)

◎懲罰特別委員長